

# 労使紛争の解決に労働委員会の相談やあっせん制度をご利用になれます。

労働組合との団体交渉の経験のない中小企業が、個々の労働者の労働条件をめぐって労使紛争に直面するケースが増えています。

## 例えば！

- ・ 団体交渉を求められたが、労働法の知識がなく、交渉の手順も分からない。
- ・ 社外労組から団体交渉を求められたが、対応した経験がない。
- ・ 雇い止めやパワハラ被害といった個別事案について団体交渉を求められている。

このようなことでお困りでしたら、労働委員会に相談してみてもいいですか？（一部の労働委員会を除く）

## （労働委員会のあっせん制度）

労働委員会では、団体交渉に行き詰まった場合、労使紛争を円滑に解決するため両者の間に入って調整する、「あっせん」などを行っています。

「あっせん」は、多くは公益委員（弁護士、大学教授など）、労働者委員（労働組合の役員など）、使用者委員（会社の人事・労務担当役員など）の三者構成のあっせん員により行われており、労働組合からだけでなく**使用者からの申請もできます**。

なお、「あっせん」は、あっせん員が、使用者と労働組合それぞれの主張を聞き、争点を明らかにして譲歩を促したり、必要な場合は公正・中立な解決策を提示し、問題解決に結びつけるものです。

「あっせん」申請を行っても必ずしも解決策に合意しなければならないものではありません。

## (労働委員会とは)

労働委員会は**労使間のトラブルを解決するための行政機関**で、法律によって都道府県に設けられた都道府県労働委員会と厚生労働省の外局の中央労働委員会があります。都道府県労働委員会は都道府県内の労使紛争を、中央労働委員会は都道府県にまたがる大型紛争などを扱います。

## (労働委員会が行うあっせんの特徴)

- ①労働問題について**専門知識や経験をもつ公労使の3つの立場の委員**がいます。使用者委員は、会社の主張を伺って、各委員と協力して労使の合意形成をサポートします。
- ②第三者である労働委員会の委員が関与することで、当事者は冷静な判断ができるようになり、**使用者と労働組合の信頼関係の構築・維持**にも役立ちます。
- ③あっせんに参加することにより**問題の解決につながるとともに、実際の交渉を通して、労働法や団体交渉のノウハウも学べます。**
- ④あっせんは**原則非公開**です。
- ⑤あっせん申請は**無料**です。

他にも、個別的労働紛争の解決のお手伝いもしています。

労働委員会では三者構成を活かして、労働組合との紛争だけでなく、個別の労働者との紛争も取り扱っています。

(※東京、兵庫、福岡を除く)

都道府県労働委員会所在地一覧

北海道労働委員会	〒060-8588	札幌市中央区北3条西7丁目	道庁別館	011-204-5662
青森県労働委員会	〒030-0801	青森県青森市新町2-2-11	東奥日報新町ビル	4階 017-734-9835
岩手県労働委員会	〒020-8570	盛岡市内丸10-1		019-629-6271
宮城県労働委員会	〒980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1		022-211-3782
秋田県労働委員会	〒010-0951	秋田市山王4-1-2		018-860-3282
山形県労働委員会	〒990-8570	山形市松波2-8-1		023-630-2792
福島県労働委員会	〒960-8043	福島市中町8-2	福島県自治会館	4階 024-521-7594
茨城県労働委員会	〒310-8555	水戸市笠原町978-6		029-301-5563
栃木県労働委員会	〒320-8501	宇都宮市塙田1-1-20		028-623-3334
群馬県労働委員会	〒371-8570	前橋市大手町1-1-1		027-226-2781
埼玉県労働委員会	〒330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	埼玉県庁第三庁舎	4階 048-830-6452
千葉県労働委員会	〒260-8667	千葉市中央区市場町1-1	千葉県庁南庁舎	7階 043-223-3735
東京都労働委員会	〒163-8001	新宿区西新宿2-8-1	第1本庁舎南塔	37・38階 03-5320-6981
神奈川県労働委員会	〒231-0026	横浜市中区寿町1-4	かながわ労働プラザ内	045-633-6110
新潟県労働委員会	〒950-8570	新潟市中央区新光町4-1		025-280-5543
山梨県労働委員会	〒400-8501	甲府市丸の内1-6-1		0552-23-1826
長野県労働委員会	〒380-8570	長野市大字南長野字幅下	692-2	026-235-7468
静岡県労働委員会	〒420-8601	静岡市葵区追手町9-6		054-221-2282
富山県労働委員会	〒930-0096	富山市舟橋北町4-19	富山県森林水産会館	5階 076-444-2172
石川県労働委員会	〒920-8580	金沢市鞍月1-1		076-225-1881
福井県労働委員会	〒910-8580	福井市大手3-17-1		0776-20-0597
岐阜県労働委員会	〒500-8570	岐阜市藪田南2-1-1		058-272-8790
愛知県労働委員会	〒460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2		052-954-6832
三重県労働委員会	〒514-0004	津市栄町1-954	三重県栄町庁舎	5階 059-224-3033
滋賀県労働委員会	〒520-8577	大津市京町4-1-1		077-528-4473
京都府労働委員会	〒602-8054	京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2	京都府庁西別館	4階 075-414-5732
大阪府労働委員会	〒540-0031	大阪市中央区北浜東3-14	大阪府立労働センター（本館）	8階 06-6941-7191
兵庫県労働委員会	〒650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1		078-362-3815
奈良県労働委員会	〒630-8113	奈良市法蓮町757	奈良県奈良総合庁舎	2階 0742-20-4431
和歌山県労働委員会	〒640-8585	和歌山市小松原通1-1	県庁内	073-441-3781
鳥取県労働委員会	〒680-8570	鳥取市東町1-271		0857-26-7558
島根県労働委員会	〒690-8501	松江市殿町8	島根県庁南庁舎	0852-22-5450
岡山県労働委員会	〒703-8278	岡山市中区古京町1-7-36	岡山県庁分庁舎	1階 086-226-7563
広島県労働委員会	〒730-0013	広島市中区八丁堀2-31	広島鴻池ビル	7階 082-228-2895

山口県労働委員会	〒753-8501 山口市滝町 1-1 083-933-4440
徳島県労働委員会	〒770-8570 徳島市万代町 1-1 088-621-3231
香川県労働委員会	〒760-8570 高松市番町 4-1-10 087-832-3721
愛媛県労働委員会	〒790-8570 松山市一番町 4-4-2 089-912-2990
高知県労働委員会	〒780-0850 高知市丸ノ内 2-4-1 高知県庁北庁舎内 088-821-4645
福岡県労働委員会	〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町 13 番 50 号 福岡県吉塚合同庁舎 7 階 092-643-3979
佐賀県労働委員会	〒840-8570 佐賀市城内 1-6-5 佐賀県庁南別館 0952-25-7242
長崎県労働委員会	〒850-8570 長崎市尾上町 3-1 長崎県庁行政棟 7 階 095-822-2398
熊本県労働委員会	〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1 096-333-2753
大分県労働委員会	〒870-8501 大分市大手町 3-1-1 大分県庁舎本館 7 階 097-506-5241
宮崎県労働委員会	〒880-8501 宮崎市橘通東 1-9-10 3 号館 6 階 0985-26-7262
鹿児島県労働委員会	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1 099-286-3943
沖縄県労働委員会	〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2 098-866-2551